

発行：新穂行政サービスセンター

お問合せ先：新穂行政サービスセンター  
電話 0259-22-3111

(担当：土屋(一)、川上、土屋(嘉))

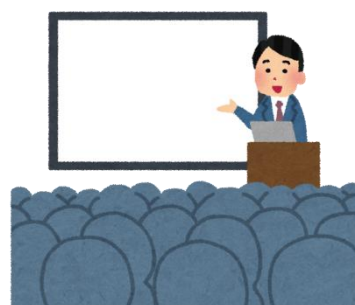
新穂地域づくり協議会設立準備会では4月9日(日)午後1時30分から「新穂地域づくり協議会」総会を開催します。

当日は、佐渡市長 三浦基裕 様や佐渡市議会議員の渡辺慎一様を来賓にお迎えし、ご祝辞をいただく予定となっておりますので、多くの皆さまのご出席をお願いいたします。

## 新穂地域づくり協議会 設立総会を開催します

～代議員のみなさん 地域のみなさん ご参加ください～

- と き 4月9日(日) 午後1時30分～
- と ころ 新穂トキのむら元気館 ホール
- 内 容
  - ・経過報告
  - ・新穂地域づくり協議会規約の制定について
  - ・新穂地域づくり協議会役員を選出について
  - ・新穂地域づくり計画の制定について
  - ・平成29年度事業計画及び予算について



### 新穂地域づくり協議会 設立趣意書

私たちが暮らす新穂は、恵まれた自然と先人の不屈の努力や英知によって開かれた、実り豊かな地域です。また、新穂には、地域固有の歴史文化があり、独自の習慣や風俗、そして伝統芸能や祭事などが地域住民の間で長年にわたって共有されてきました。

一方、人口減少や少子高齢化、東京一極集中が進み、自治体半減を予測するレポートも出る中、政府は「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方創生への取り組みをスタートさせました。佐渡市においても平成27年に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、自立的で持続的な地域づくりを推進しています。

しかしながら地域では、コミュニティ活動の縮小や共同体意識の希薄化が進み、祭・伝統行事等の地域文化の維持継承が困難になるなど、様々な課題も噴出しています。

そこで、新穂地区では、「自助、共助、公助」という考え方と、「佐渡市が元気であるためには、まず地域が元気になること」との考えから、集落等の地域コミュニティや行政サービスセンターの機能を補完しつつ、住民自治を充実させるため、今般、「新穂地域づくり協議会」を設立することといたしました。

本協議会は、地域の暮らしを支える活動と地域の活性化を一体的に推進する総合的な組織としての役割を担い、地域住民や、関係団体、民間事業者及び行政などの皆さまと協働し、新穂らしい地域づくりを推進していきたいと考えています。

関係各位におかれましては、「新穂地域づくり協議会」の設立趣旨にご賛同賜り、主体的、積極的なご参画をお願い申し上げます。

平成29年2月28日

新穂地域づくり協議会設立準備会  
会長 小濱安夫

# 新穂地域づくり協議会規約 案（抜粋）

（目的）

第1条 本会は、新穂地域で暮らす住民が、主体的な地域づくり活動を通じて、住民相互のつながりや郷土愛を育みながら、活気と魅力にあふれる住みよい新穂を実現するため、「新穂地域づくり計画」に基づき、地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践することを目的とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、佐渡市役所新穂行政サービスセンター内に置く。

（事業）

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新穂地域づくり計画の策定
- (2) 新穂地域づくり計画に基づく事業の実施
- (3) 地域づくりに関する佐渡市の政策等への参画、提案
- (4) 佐渡市内各地域の地域づくり団体との情報共有や人的ネットワークの構築
- (5) 前各号に掲げるものの他、第1条の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 新穂地域に在住する者または在勤する者
- (2) 新穂地域の集落
- (3) 新穂地域で活動する団体
- (4) 新穂地域に所在する事業所

2 協議会は、前項に掲げる者（以下「構成員」という。）の内、次の者を会員とする。

- (1) 一般会員 新穂地域に在住する者
- (2) 賛助会員 第1条の目的に賛同し、活動に協力する一般会員以外の者

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 11名以内
- (4) 専門部会長 4名
- (5) 監事 2名

（役員任期）

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（代議員）

第9条 代議員は、協議会を構成する各集落から選出された集落長をもって充てる。

2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。

3 代議員の任期は、集落長としての任期とする。

4 補欠により各集落から選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員が役員を兼ねる場合は、各集落は新たに代議員を選出するものとする。

（総会）

第12条 総会は、代議員をもって構成する議決機関であり、協議会の目的を達成するため、次の事項を審議、決定する。

- (1) 新穂地域づくり計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 規約の制定及び改正に関する事。
- (3) 会長、副会長及び監事の承認に関する事。
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (6) 前各号に掲げるものの他、重要事項に関する事。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。

5 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。

6 総会は、委任状による出席（以下「表決委任者」という。）を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第15条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 環境整備部会
- (2) 伝統文化部会
- (3) 生活安心部会
- (4) 地域活性化部会

（会計）

第17条 協議会の運営等に係る経費は、会費、補助金、負担金、委託料、寄附金及びその他収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

（会費）

第18条 一般会員の年会費は、1世帯1,000円とし、各集落を通じて各世帯から徴収する。

2 賛助会員の年会費は次のとおりとし、役員（監査を除く）が個別に徴収する。

- (1) 新穂地区に在勤する者 1人 1,000円
- (2) 新穂地域で活動する団体（新穂地域に在住する者が主な構成員となる団体を除く） 1団体 3,000円
- (3) 新穂地域に所在する事業所 1事業所 5,000円